

明治期における企業家・商人データベース構築の試み ——企業勃興の担い手を把握するための模索——

はじめに — 先行研究の概観と問題点 —

- ・経営史、商業史などの分野におけるデータベースを用いた研究の進捗
- 『日本全国諸会社役員録』、『明治期日本全国資産家地主資料集成』、『都道府県別資産家地主総覧』などに収録された各種人名録を用いた企業家・商工業者・資産家に関する研究
- 石井(2010), 上川(2012), 加藤(2000), 加藤(2001), 末永(1997), 鈴木・小早川・和田(2009), 鈴木(2010), 永江(1998), 松本(2004), 宮本・阿部(1995), 宮本又郎(2010)
- ⇒ 共通する問題意識＝近代日本の経済発展を推進した担い手の特徴を明らかにすること。
- ・問題点 → 網羅性, 客観性, 正確性

1 商業登記公告について

- ・研究の着眼点
- 1893年から旧商法「第一編第二章商業登記簿」と「第六章商事会社」の規定が施行。引き続き、新商法においても「第一編第三章商業登記簿」の規定が施行
- ※旧商法第19条「登記ハ其度毎ニ裁判所ヨリ其地ニ於テ発行スル新聞紙ヲ以テ速ニ之ヲ公告ス可シ」
- ※新商法第11条「登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遅滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス」
- ・商業登記公告＝商法の規定に基づき商業登記簿になされる登記のこと
- ・公告の意図
- 商家ノ法律関係ヲ公示シテ以テ第三者ヲ保護スルニ在リト雖トモ一面ニ於テハ当事者ノ利益ヲ保護スルニ在リ抑モ商業ハ信用ヲ基礎トシ取引ノ安全且ツ敏活ヲ貴フモノナレハ商人ハ各自ノ営業状態ヲ社会ニ公示シテ信用ヲ鞏固ニシ以テ取引ノ安全敏活ヲ図ルハ最モ必要ノコトニ属ス(古川, 1899, 1頁)
- ・旧商法下における商業登記簿
- ①商号登記簿, ②後見人登記簿, ③未成年者登記簿, ④婚姻契約登記簿, ⑤代務登記簿, ⑥合名会社登記簿, ⑦合資会社登記簿, ⑧株式会社登記簿
- ・新商法下における商業登記簿
- ①商号登記簿, ②未成年者登記簿, ③妻登記簿, ④後見人登記簿, ⑤支配人登記簿, ⑥合名会社登記簿, ⑦合資会社登記簿, ⑧株式会社登記簿, ⑨株式合資会社登記簿, ⑩外国会社登記簿
- ・商業登記公告＝例えるならば, 「戸籍」

2 新商法と商業登記公告 — 株式会社の場合 —

- ・募集設立と発起設立のいずれの場合でも, 「会社ノ設立ハ其本店ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スニ非サレ

ハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」(45 条)

・商業登記公告の一連の流れ

→ 登記すべき事項は当事者の請求により、その営業所の裁判所に備える商業登記簿に登記(9 条)

→ 本店および支店所在地においても登記(10 条)

→ 登記した事項は裁判所において遅滞なくこれを公告(11 条)

→ 「登記スヘキ事項ハ登記及ヒ公告ノ後ニ非サレハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」(12 条。 ※登記と公告の完了をもって初めて対第三者効が発生)

→ その後、登記事項に変更または消滅が生じた時は、遅滞なく登記し(15 条)、それらも公告

3 非訴事件手続法による登記公告の方法

・非訴事件手続法(1898 年 6 月 21 日・法律第 14 号)

→ 非訟事件とは、訴訟手続によらず裁判所によって処理される事件のこと。民法関係は民法の施行日である 1898 年 7 月 16 日から、商法関係は新商法施行日である 1899 年 6 月 16 日から施行。

・商業登記公告と関係する具体的な規定は次のとおり

第一百四十四条 登記シタル事項ノ公告ハ官報及ヒ新聞紙上ニ少クモ一回之ヲ為スコトヲ要ス

公告ハ之ヲ掲載シタル最終ノ官報及ヒ新聞紙発行ノ日ノ翌日之ヲ為シタルモノト看做ス

第一百四十五条 区裁判所ハ毎年十二月ニ翌年登記事項ノ公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙ヲ選定シ官報及ヒ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙カ休刊又ハ廃刊ヲ為ストキハ更ニ他ノ新聞紙ヲ選定シ前項ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第一百四十六条 区裁判所ハ其管轄内ニ公告ヲ為サシムルニ適當ナル新聞紙ナシト認ムルトキハ新聞紙上ノ公告ニ代ヘ登記所及ヒ其管轄内ノ市町村役場ノ掲示場ニ公告ヲ為スコトヲ得

・表 2、表 3 参照

4 データベースの構築

・表 4 → 設立登記時の基本事項をデータベース化(ただし、表は設立時の本社が福岡県所在の会社に限って作成)。設立後の登記事項については、備考欄に定款の変更中、商号と目的の変更、営業所の移転、解散欄に解散年月日とその事由などを抽出。

・表 5 → 商人の商号登記事項をデータベース化。

5 データベースの信頼性

・『役員録』、『日本全国商工人名録』=高い資料的価値をもつが、完璧なデータではない(掲載漏れや間違い) → 表 6 参照

・各会社の『営業報告書』に記載される登記事項

→ 例;九州電気軌道株式会社「1912 年上半期 営業報告書」

第五 登記

当期間中小倉区裁判所及黒崎出張所ニ於テ登記ヲ経タル重要事項左記ノ通り

一明治四十五年一月六日取締役ニ松方幸次郎、久保正助、富安保太郎、山口恒太郎、妹尾万次

「福岡日日新聞」(明治43年7月14日)にみる商業登記公告 → 赤で囲った部分＝「商業登記公告」の掲載部分

- 郎, 小畑岩次郎, 小曾根喜一郎ノ七氏就任登記
- 一同年同月同日監査役ニ広石紋太郎, 武内丈助, 関口高次ノ三氏就任登記
- 一同日本社ヲ小倉市京町三百五十八番地ノ二ニ移転登記
- 一同日支配人住所及其他ノ変更登記

⇒ 官報第 8576 号附録(1912 年 1 月 24 日)と『福岡日日新聞』(1912 年 1 月 26 日)において確認が可能。

まとめ — 意義 —

- ① 商法の規定に基づき全ての会社とその取締役と監査役を把握できること。
- ② 商人とその家業を把握できること。
- ③ 会社の存続期間(寿命)を明らかにできること。
- ④ データベースの信頼性・客観性の水準を高めることができること。
- ⑤ 福岡県のみならず, 他都道府県においても同様の作業(研究)が可能であること。

【参考文献】

伊牟田敏充(1976)『明治期株式会社分析序説—講義用テキスト—』法政大学出版局。
 上川芳実(2012)「京都府における企業勃興—旧商法期の「商業登記公告」からの観察—」『京都学園大学経営学部論集』第 21 巻第 2 号。
 梅謙次郎講述(1900)『商法修正要領』和仏法律学校。
 越山太刀三郎編(1899)『法学博士岡野敬次郎先生述 新商法施行に就ての心得』有斐閣。
 加藤要一(2000)「明治中後期福岡県における会社設立状況」『エコノミクス』第 5 巻第 2 号。
 加藤要一(2001)「明治中後期福岡県における企業家集団」『エコノミクス』第 5 巻第 4 号。
 草野真樹(2012)「地方の企業勃興とその担い手—福岡県を事例として—」『経営史学』第 47 巻第 1 号。
 草野真樹(2013)「商業登記公告による会社・企業家・商人データベース構築の方法と意義—福岡県を主たる事例として—」『エネルギー史研究』第 28 号。
 末永國紀(1997)『近代近江商人経営史論』有斐閣。
 鈴木恒夫・小早川洋一・和田一夫(2009)『企業家ネットワークの形成と展開—データベースからみた近代日本の地域経済—』名古屋大学出版会。
 鈴木恒夫(2010)「日本経営史研究におけるデータベース分析の意義」『学習院大学経済経営研究所年報』第 24 巻。
 中村尚史(2010)『地方からの産業革命—日本における企業勃興の原動力—』名古屋大学出版会。
 永江眞夫(1998)「明治中後期における地方都市商工業者と企業経営—福岡市における概観—」『福岡大学経済学論叢』第 42 巻第 4 号。
 古川五郎(1899)『改正商法実用 附商業登記申請手続』明倫館。
 松本貴典編(2004)『生産と流通の近代像—100 年前の日本—』日本評論社。
 宮本又郎(2010)『日本企業経営史研究—人と制度と戦略と—』有斐閣。
 宮本又郎・阿部武司(1995)「明治期の資産家と会社制度」, 宮本又郎・阿部武司編『日本経営史 2 経営革新と工業化』岩波書店。



表 2 商業登記公告掲載新聞紙(福岡地方裁判所管内)

| 掲載年 | 掲載指定紙 | 出典 | |
|------|---|--|-------------------------|
| | | 官報 | 『福岡日日新聞』 『門司新報』 |
| 1899 | 福岡日日新聞, 九州日報 但し, 小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報 | 第4649号(1898年12月27日) 第4789号(1899年 6月20日) | 1898年12月25日 1898年12月25日 |
| 1900 | 福岡日日新聞, 九州日報 但し, 小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報 | 第4941号(1899年12月19日) | 1899年12月17日 1899年12月22日 |
| 1901 | 福岡日日新聞, 九州日報 但し, 小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報 | 第5236号(1900年12月13日) | 1900年12月12日 1900年12月22日 |
| 1902 | 福岡日日新聞, 九州日報 但し, 小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報 | 第5538号(1901年12月17日) | 1901年12月14日 1901年12月22日 |
| 1903 | 福岡日日新聞, 九州日報 但し, 小倉区裁判所門司出張所の登記は門司新報 | 第5836号(1902年12月15日) | 1902年12月12日 1902年12月18日 |
| 1904 | 福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報 | 第6146号(1903年12月25日) | 1903年12月23日 1903年12月23日 |
| 1905 | 福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報 | 第6437号(1904年12月13日) | 1904年12月 9日 1904年12月23日 |
| 1906 | 福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報 | 第6747号(1905年12月25日) | 1905年12月22日 1905年12月12日 |
| 1907 | 福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報 | 第7039号(1906年12月14日) | 1906年12月13日 1906年12月12日 |
| 1908 | 福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報 | 第7340号(1907年12月14日) | 1907年12月14日 1907年12月13日 |
| 1909 | 福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報 | 第7641号(1908年12月14日) | 1908年12月12日 1908年12月10日 |
| 1910 | 福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報, 九州毎日新聞 | 第7947号(1909年12月18日) | 1909年12月16日 1909年12月17日 |
| 1911 | 福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報, 九州毎日新聞 | 第8247号(1910年12月16日) | 1910年12月14日 1910年12月16日 |
| 1912 | 福岡日日新聞, 九州日報, 門司新報, 九州毎日新聞 | 第8544号(1910年12月12日) | 1911年12月28日 新聞欠 |

出典: 官報ならびに『福岡日日新聞』, 『門司新報』より作成。
 注: 1. 掲載期間は各年の1月1日から12月31日まで。
 2. 福岡地方裁判所管内は, 1903年までは, 福岡区裁判所, 甘木区裁判所, 飯塚区裁判所, 久留米区裁判所, 福岡区裁判所, 柳河区裁判所, 小倉区裁判所, 行幸区裁判所の8区裁判所とその管下出張所, 1904年以降は吉井区裁判所が追加され9区裁判所とその管下出張所。
 3. 所在地は, 福岡日日新聞と九州日報は福岡市, 門司新報は門司市, 九州毎日新聞は久留米市。

